

第 5 7 号 議 案

平 成 2 8 年 度

亀岡市簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

平成28年度亀岡市簡易水道事業特別会計
補正予算（第2号）

平成28年度亀岡市の簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）
は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ

249,884千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出
それぞれ697,416千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並び
に補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」に
よる。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成29年3月9日提出

亀岡市長 桂川孝裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		千円 187,075	千円 △187,075	千円 0
	1 国庫補助金	187,075	△187,075	0
4 府支出金		0	120,243	120,243
	1 府補助金	0	120,243	120,243
5 財産収入		220	661	881
	1 財産運用収入	220	661	881
7 繰入金		66,569	△22,500	44,069
	1 他会計繰入金	33,352	215	33,567
	2 基金繰入金	33,217	△22,715	10,502
8 繰越金		1,000	12,118	13,118
	1 繰越金	1,000	12,118	13,118
9 諸収入		10,853	1,269	12,122
	2 雑入	10,853	1,269	12,122
10 市債		602,300	△174,600	427,700
	1 市債	602,300	△174,600	427,700
歳入合計		947,300	△249,884	697,416

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 管理費		千円 70,787	千円 661	千円 71,448
	1 施設管理費	70,787	661	71,448
2 簡易水道建設費		810,543	△246,705	563,838
	1 簡易水道建設費	810,543	△246,705	563,838
3 公債費		63,970	△3,840	60,130
	1 公債費	63,970	△3,840	60,130
歳出合計		947,300	△249,884	697,416

第2表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
簡 易 水 道 事 業	千円 602,300 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 427,700 (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。